

ことは重要である。

燃焼面において、小礫が見られず、小礫、ないしは小礫と土壤が一方向に掻き出されている状況から、小礫を排除することが必要なプロセスがあったことを示すものであった。例えば調理対象物を取り出す行為や調理準備などによってこのような状態で小礫が蓄積されたと考えられる。

土壤と小礫が混在するということは、もともと混在していたものを用いたか、作業のプロセスで混在した可能性を考えることができる。この場合、そのどちらであるか判じがたいが、少なくとも炉床で火を焚き、土壤と小礫を用いて調理対象物を加工したのち、土壤と小礫を除去したものと考えられる。

ここで土壤と小礫は毎回必ず除去されたものと考え、調理対象物を取り出すために除去されたと考えることが順当であろう。つまり、炉床で火を焚き、調理対象物を配置したのち小礫や土壤を被せ、蒸し焼きを行なったと考えることができる。そして、調理対象物を取り出す際に小礫と土壤は混在した状態で一方向に向けて排除され蓄積したという想定も可能である。

さて、この遺構の時期であるが、基本的には第6層 a を埋土とする遺構であることから、岩本式土器の時期に該当する遺構である。また、この時期の遺構として配石遺構が本市水迫遺跡で確認されているが、それは「コ」字形や「ロ」字形のもので、長軸で50cmほど、短軸で20cmほどのものである。出土した場所は異なるが、岩本式土器の時期において、火を用いる調理施設として、少なくとも集石（これは残存している状況からの名称で機能的には「石蒸炉」と呼ぶべきかもしれない）と配石炉の二者が存在していたものと言える。

第2節 岩本式土器の評価

岩本式土器は、1978年に行われた岩本遺跡の発掘調査で認識され(長野・中島,1978)、長野真一(長野,1979)、新東晃一(新東,1988・1989)氏らによって型式設定された土器型式である。岩本式土器の設定にかかわる経緯については、すでにまとめられたものがある(下山・鎌田,1999)。今回の発掘調査においても岩本式土器が卓越して多く出土しており、概ね既設の型式概念を逸脱する資料は得られていない。

1978年の岩本遺跡の発掘調査で認識された層準では、Ⅷ層がいわゆる鬼界カルデラの噴出物堆積層であり、今回の調査における第4層に該当する。それ以下の層準についてここで対比すれば、ⅠⅩ層は第5層に、Ⅹ層は第6層 a に、ⅩⅠ層は第6層 b・第6層 c に、ⅩⅡ層は第7層 a に対比される。

ⅩⅠ層の「黒褐色パミス混り硬質土層」と表現されている土層は、今回の調査における第6層 b・第6層 c における「サツマ火山灰」と一般的に呼ばれるテフラを含む層準と一致する。

土器の出土は今回の調査では、第5層から前平式土器と岩本式土器が混在した状態で出土し、第6層 a から岩本式土器が出土した。

水迫式土器の標識遺跡となっている水迫遺跡では、水迫式土器は今回の調査で言う第6層 a に該当する土層にほぼ対比できる層準(P14をルーズに含む黒褐色の硬化した土壤の堆積層)から出土していることから、この層準は水迫式土器の時期に該当する土層とみなされる。

さて、第5層、第6層 a から出土した岩本式土器を見ると、貝殻やその他の工具による条痕が残るものが多い。1978年に出土した岩本式土器の標本資料となっている岩本式土器も基本的には工具による条痕(ないしは線)が不明瞭であるが残るものである。したがって、岩本式土器は基本的に条痕を残す工程においてそれをナデ消すことが行われていないものが基本的であるとするすることができる。議論において、貝殻条痕を残すものが型式学的に新しい属性として認識できるのかということがある。

この調査において、第5層、第6層 a では、それは明瞭に区分できない。ただ、前平式土器において、貝殻条痕が地文として意識的に施されていることと、岩本式土器では貝殻条痕を残すものと残さないものがあるということから、岩本式土器の段階から貝殻条痕が登場するという考え方が示されてきている。器面調整痕跡が時期差なのか、ないしは、岩本式土器の中にも器種差があり、条痕を残すものと残さないものが成立していた可能性も棄却できない。

岩本式土器においては、本調査で出土した赤色塗彩の施される土器があるように、同じ型式範疇において赤色塗彩を施すものとそうでないものという分離概念が存在していたことを示すものである。ただ、水迫式土器→岩本式土器→前平式土器への編年の中で器面調整において貝殻条痕がないものからあるものへという大まかな変化をたどることはできると考えられる。今後、岩本式土器という型式

そのものの中で器種差を検討することをも必要もある。

さて、出土した土器の中で、器形が円筒形とはならない土器が存在していることは注目される。本発掘調査では、第5層から1点の出土である（Fig.30,23）。この土器の口縁部形態を見ると、断面三角形ではねあげ状に口縁部外面を上方に突出させる形である。この特徴は岩本式土器の口縁部形態そのものであるが、岩本式土器に見られるような口唇部の刻みや口縁部外面の貝殻腹縁部による刺突文などは施されず、器面の貝殻条痕はナデ消されずによく残っている。

前平式土器へとつづく貝殻条痕を顕著に残す土器の出現の問題に関して、岩本式土器の段階で出現したとする考え方を今回の調査成果では補強するが、その考え方の中でも、貝殻条痕を残す土器が独自に出現したものなのか、ないしは条痕文土器などとの影響・被影響の関係にあるのかを議論できる可能性を有していると考えられることから注意しておきたい。

今回は、全体器形や、所属層位が岩本式土器、前平式土器の両方を包含する土層からの出土であるため、この問題に対して解決となるべきものはない。しかし少なくとも円筒形という形を有する土器様式の中であって、全く異なる器形を有する土器の存在とそこに付加されている貝殻条痕の存在は、現在問題視されている貝殻条痕文の出現の問題という背景の中で、内因的な解釈だけではなく様式外の地域との関連を考えるべきとする外因的な解釈の可能性も棄却できない。

（文責 下山）

<参考文献>

長野真一・中島哲郎 編 1978 「岩本遺跡」指宿市教育委員会

長野真一 1979 『まとめ』「岩本遺跡」指宿市教育委員会

新東晃一 1988 『南九州の円筒土器と角筒土器－前平式土器と吉田式土器の型式概念をめぐる諸問題－』「鎌木義昌先生古希記念論文集・考古学と関連科学」

下山覚・鎌田洋昭 1999 『水迫式土器の設定－南部九州の隆帯文土器から貝殻文系円筒形土器への土器型式の変化について－』「ドキドキ縄文さきがけ展図録」指宿市考古博物館・時遊館COCCOはしむれ、指宿市教育委員会

第3節 南九州における縄文時代早期の磨製技術について

岩本遺跡第6～7層出土の磨製技術に関連する資料は、砥石3点、磨製石斧の刃部片と考えられる磨面をもつ剥片2点である。また、今回の発掘調査では出土していないが、昭和52年度の岩本遺跡の発掘調査では、磨製石鏃、磨製石槍、磨製石斧、鋸歯状の切り込みをもつ磨製石器が出土している⁽¹⁾。このことから、南九州の縄文時代早期初頭の岩本式土器段階においては、磨製石器の器種が多種であり、磨製石器と磨製技術の定着や完成度の高さが看取できる。

研磨痕あるいは磨面をもつ石器類の磨石・石皿・台石は、多くの遺跡でその出土例が認められが、いわゆる食料加工石器としてその用途・器能が想定されている。しかしながら、これまでの発掘調査では、これら磨製石器類を研磨したと認定された石器（砥石）の出土例はなかった⁽²⁾。このことから、岩本遺跡で出土した砥石は、南九州において縄文時代早期初頭（前平式土器が2点出土しているが岩本式土器が主体を占める）のものとしては初例であると考えられる⁽³⁾。また、縄文時代早期前半期の指宿市小牧3A遺跡において、加栗山遺跡出土の加栗山IV類土器が主体を占める遺物包含層から砥石が出土している⁽⁴⁾。

中摩氏の砥石個別の観察によると、3点の砥石の断面形態は概ね三角形を呈し、研磨面は平坦、凸面、凹面が認められるとのことである。特に、凹面の断面形態は緩やかな円弧状を呈しているとのことで、磨製石斧の研磨を目的としたものと想定している。筆者もその所見には賛同でき、砥石に関連すると考えられる磨製石斧や磨面のある剥片と比較しながら検討してみる。

砥石の緩やかな円弧状の断面をもつ研磨面の幅は、No43はA：7.1cm（直径8.2cm）、No44はB：6.5cm（直径11.6cm）、K上部：6cm（直径11.6cm）、K下部：8.5cm（直径23cm）、No45はA：4cm（直径7.8cm）を測る。このことから、円弧状の断面をもつ研磨面の幅は、約4～8.5cmの範囲であり、昭和52年度の岩本遺跡で出土している磨製石斧の幅の範囲内である。また、研磨面の緩やかな円弧状の断面は、約直径7.8～23cmの円弧であり、今回出土した磨製石斧の刃部片と考えられる磨面をもつ剥片No40やNo41の磨面上の円弧や、昭和52年度の岩本遺跡で出土している磨製石斧の断面形態と類似